

(変更案)

(現行)

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む)

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む)

令和元年 8月 8日
(名称)二本松市地域公共交通活性化協議会平成30年 6月29日
(名称)二本松市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称	生活交通確保維持改善計画の名称																								
平成31年度二本松市地域内フィーダー系統確保維持計画	平成31年度二本松市地域内フィーダー系統確保維持計画																								
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																								
<p>二本松市は、平成17年12月に二本松市、安達町、岩代町、東和町の1市3町が合併し誕生。平成20年10月に二本松市地域公共交通活性化協議会を設置して公共交通の見直しを進め、平成22年3月には、「市の拠点、地域の拠点を中心とした、市民の移動を支える“持続可能な交通体系”の確立」を目的として、二本松市地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)を策定した。</p> <p>連携計画に基づき公共交通の再編を行い、</p> <p>①地域の拠点間は、路線バスと鉄道が担い、</p> <p>②地域内は、コミュニティバスとデマンド型乗合タクシーがきめ細かく運行することとして、見直しを進めてきた。</p> <p>令和元年6月には、連携計画の基本方針を継続する形で、二本松市地域公共交通網形成計画を策定した。</p> <p>現在、地域内を運行するコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーは、通学や通勤、買い物、通院など地域住民の移動に利用され、特に、高齢者等のいわゆる交通弱者と呼ばれる方たちにとっては必要不可欠な移動手段となっており、今後とも市民の暮らしを支えるために安定的かつ継続的に運行していくことが必要である。</p>	<p>二本松市は、平成17年12月に二本松市、安達町、岩代町、東和町の1市3町が合併し誕生。平成20年10月に二本松市地域公共交通活性化協議会を設置して公共交通の見直しを進め、平成22年3月には、「市の拠点、地域の拠点を中心とした、市民の移動を支える“持続可能な交通体系”の確立」を目的として、二本松市地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)を策定した。</p> <p>連携計画に基づき公共交通の再編を行い、</p> <p>①地域の拠点間は、路線バスと鉄道が担い、</p> <p>②地域内は、コミュニティバスとデマンド型乗合タクシーがきめ細かく運行することとして、見直しを進めてきた。</p> <p>現在、地域内を運行するコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーは、通学や通勤、買い物、通院など地域住民の移動に利用され、特に、高齢者等のいわゆる交通弱者と呼ばれる方たちにとっては必要不可欠な移動手段となっており、今後とも市民の暮らしを支えるために安定的かつ継続的に運行していくことが必要である。</p>																								
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																								
(1)事業の目標	(1)事業の目標																								
<p>「二本松市地域公共交通網形成計画」において、「拠点を核とした公共交通体系の実現」を目標として掲げており、令和5年度目標値として市内の公共交通(路線バス、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー、福祉巡回車両ようたすカー)の利用率9.3回/年・人(平成29年度から現状維持)と定めていることから、当該目標を達成するために以下のとおり対象系統の目標を設定する。 (「二本松市地域公共交通網形成計画」P17～P19)</p> <p>【参考】 平成29年度公共交通利用率(9.3回/年・人) =年間輸送人員(514,281人)÷年度末住民基本台帳人口(55,484人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安達地域コミュニティバス 一般利用者</td> <td>1,900人以上</td> <td>1,900人以上</td> <td>1,900人以上</td> </tr> <tr> <td>岩代地域コミュニティバス 一般利用者</td> <td>7,467人以上</td> <td>7,467人以上</td> <td>7,467人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>《目標設定の積算根拠》 公共交通全体として平成29年度の利用率を維持することを目標とする中、地域の特性等を勘案し各地域について算出。 ※安達地域コミュニティバス一般利用者数について、1,900人以上(平成29年度実績1,834人の3.6%増)を3年間保つことを目標とする。 ※岩代地域コミュニティバス一般利用者数について、7,467人以上(平成29年度実績8,297人の10%減)を3年間保つことを目標とする。</p>		平成31年度	平成32年度	平成33年度	安達地域コミュニティバス 一般利用者	1,900人以上	1,900人以上	1,900人以上	岩代地域コミュニティバス 一般利用者	7,467人以上	7,467人以上	7,467人以上	<p>幹線交通やデマンド型乗合タクシーとコミュニティバスの連携を図ることにより、利用者の増加を図るとともに、誰もが安心して利用できるよう努め、着実なバス利用の定着を目指す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安達地域コミュニティバス 一般利用者</td> <td>1,900人以上</td> <td>1,900人以上</td> <td>1,900人以上</td> </tr> <tr> <td>岩代地域コミュニティバス 一般利用者</td> <td>7,467人以上</td> <td>7,467人以上</td> <td>7,467人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※安達地域コミュニティバス一般利用者数について、1,900人以上(平成29年度実績1,834人の3.6%増)を3年間保つことを目標とする。 ※岩代地域コミュニティバス一般利用者数について、7,467人以上(平成29年度実績8,297人の10%減)を3年間保つことを目標とする。</p>		平成31年度	平成32年度	平成33年度	安達地域コミュニティバス 一般利用者	1,900人以上	1,900人以上	1,900人以上	岩代地域コミュニティバス 一般利用者	7,467人以上	7,467人以上	7,467人以上
	平成31年度	平成32年度	平成33年度																						
安達地域コミュニティバス 一般利用者	1,900人以上	1,900人以上	1,900人以上																						
岩代地域コミュニティバス 一般利用者	7,467人以上	7,467人以上	7,467人以上																						
	平成31年度	平成32年度	平成33年度																						
安達地域コミュニティバス 一般利用者	1,900人以上	1,900人以上	1,900人以上																						
岩代地域コミュニティバス 一般利用者	7,467人以上	7,467人以上	7,467人以上																						
(2)事業の効果	(2)事業の効果																								
<p>地域の公共交通であるコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーが安定的に運行することにより、通学や通勤、買い物、通院など地域内の住民の移動手段が確保されるとともに、いわゆる交通弱者の方の交通手段を確保することができ、市民生活の利便性向上、地域の活性化が期待できる。</p>	<p>地域の公共交通であるコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーが安定的に運行することにより、通学や通勤、買い物、通院など地域内の住民の移動手段が確保されるとともに、いわゆる交通弱者の方の交通手段を確保することができ、市民生活の利便性向上、地域の活性化が期待できる。</p>																								
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体																								
<p>○「公共交通のPR」 公共交通の運行情報や利用方法、マップ等を記載した、公共交通の運行PRチラシ、ポスター等を作成し、積極的な情報発信を行う。また、利用ターゲットを絞る形で、通学用や高齢者用などの情報提供方法についても検討し実施する。(二本松市、事業者) (「二本松市地域公共交通網形成計画」P21)</p>	<p>・広報誌等と活用した、公共交通利用に係る積極的な情報提供。(二本松市) ・公共交通ネットワークの見直しの検討。(住民、二本松市、運行事業者)</p>																								
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者																								
(1)安達地域コミュニティバス	(1)安達地域コミュニティバス																								
①運行地域 安達地域	①運行地域 安達地域																								
②事業概要 平成22年4月1日より実証運行開始 平成24年1月4日より道路運送法4条による運行開始 平日登校便 往路3系統、復路1系統 利用料金大人200円、小学生以下100円、未就学児無料 (その他回数券、定期券の設定あり)	②事業概要 平成22年4月1日より実証運行開始 平成24年1月4日より道路運送法4条による運行開始 平日登校便 往路3系統、復路1系統 利用料金大人200円、小学生以下100円、未就学児無料 (その他回数券、定期券の設定あり)																								
③運行事業者 昭和タクシー株式会社	③運行事業者 昭和タクシー株式会社																								
(2)岩代地域コミュニティバス	(2)岩代地域コミュニティバス																								
①運行地域 岩代地域	①運行地域 岩代地域																								
②事業概要 平成23年2月1日より実証運行開始 平成24年9月1日より道路運送法4条による運行開始 21系統運行 利用料金大人200円、小学生以下100円、未就学児無料 (その他回数券、定期券の設定あり)	②事業概要 平成23年2月1日より実証運行開始 平成24年9月1日より道路運送法4条による運行開始 21系統運行 利用料金大人200円、小学生以下100円、未就学児無料 (その他回数券、定期券の設定あり)																								
③運行事業者 昭和タクシー株式会社	③運行事業者 昭和タクシー株式会社																								
なお、運行事業者は市内で道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送業を行っている事業者3社による入札により決定。	なお、運行事業者は市内で道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送業を行っている事業者3社による入札により決定。																								
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額																								
平成30年度見込み	平成30年度見込み																								
単位:千円	単位:千円																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運送委託料</th> <th>運賃収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安達地域コミュニティバス</td> <td>8,083</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>岩代地域コミュニティバス</td> <td>67,244</td> <td>1,386</td> </tr> </tbody> </table>		運送委託料	運賃収入	安達地域コミュニティバス	8,083	167	岩代地域コミュニティバス	67,244	1,386	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運送委託料</th> <th>運賃収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安達地域コミュニティバス</td> <td>8,083</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>岩代地域コミュニティバス</td> <td>67,244</td> <td>1,386</td> </tr> </tbody> </table>		運送委託料	運賃収入	安達地域コミュニティバス	8,083	167	岩代地域コミュニティバス	67,244	1,386						
	運送委託料	運賃収入																							
安達地域コミュニティバス	8,083	167																							
岩代地域コミュニティバス	67,244	1,386																							
	運送委託料	運賃収入																							
安達地域コミュニティバス	8,083	167																							
岩代地域コミュニティバス	67,244	1,386																							

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	二本松市地域公共交通活性化協議会	6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	二本松市地域公共交通活性化協議会
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法	・OD調査 ・運行事業者に利用状況のヒアリング ・利用者アンケート等の実施	7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法	・OD調査 ・運行事業者に利用状況のヒアリング ・利用者アンケート等の実施
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	該当なし	8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	該当なし	9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	該当なし	10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性	該当なし	11. 外客来訪促進計画との整合性	該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 (コミュニティバスパンフレットを添付)	該当なし	12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 (コミュニティバスパンフレットを添付)	該当なし
13. 車両の取得に係る目的・必要性	該当なし	13. 車両の取得に係る目的・必要性	該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	該当なし	14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	該当なし
(1)事業の目標	該当なし	(1)事業の目標	該当なし
(2)事業の効果	該当なし	(2)事業の効果	該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	該当なし	15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)	該当なし	16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)	該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論	平成20年度3回、平成21年度6回、平成22年度5回、平成23年度4回、平成24年度2回、平成25年度3回、平成26年度2回、平成27年度1回、平成28年度2回、平成29年度2回開催。 ・平成20年10月に法定協議会を設置。 ・平成21年度第6回協議会(平成22年3月26日開催)において、二本松市地域公共交通総合連携計画を策定。 ・平成24年度第1回協議会において、二本松市生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)を作成。 ・平成25年度第3回協議会(平成26年3月3日開催)において、地域公共交通確保維持改善事業補助金の協議会補助についてを合意。 ・令和元年度第2回協議会(令和元年8月8日書面開催)において、平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更(案)を示し、協議の結果、了承を得た。	17. 協議会の開催状況と主な議論	平成20年度3回、平成21年度6回、平成22年度5回、平成23年度4回、平成24年度2回、平成25年度3回、平成26年度2回、平成27年度1回、平成28年度2回、平成29年度2回開催。 ・平成20年10月に法定協議会を設置。 ・平成21年度第6回協議会(平成22年3月26日開催)において、二本松市地域公共交通総合連携計画を策定。 ・平成24年度第1回協議会において、二本松市生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)を作成。 ・平成25年度第3回協議会(平成26年3月3日開催)において、地域公共交通確保維持改善事業補助金の協議会補助についてを合意。
18. 利用者等の意見の反映状況	二本松市地域公共交通活性化協議会の構成員には、住民及び利用者代表として、二本松市区長会、二本松市婦人団体連合会、二本松市PTA連合会、二本松市あだたらクラブ(老人会)、二本松商工会議所、あだたら商工会の代表者が入り、これらの者から意見を聴取して本計画を作成した。	18. 利用者等の意見の反映状況	二本松市地域公共交通活性化協議会の構成員には、住民及び利用者代表として、二本松市区長会、二本松市婦人団体連合会、二本松市PTA連合会、二本松市あだたらクラブ(老人会)、二本松商工会議所、あだたら商工会の代表者が入り、これらの者から意見を聴取して本計画を作成した。
19. 協議会メンバーの構成員	関係都道府県 福島県東北地方振興局県民環境部 関係市区町村 二本松市総務部秘書政策課 交通事業者・交通通施設管理者等 福島交通(株)二本松営業所、ジェイアールバス東北(株)福島支店、昭和タクシー(株)、丸や交通(有)、協和交通(株)、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、公益社団法人福島県バス協会、一般社団法人福島県タクシー協会、私鉄福島交通労働組合、交通労働福島県支部、二本松警察署、東北地方整備局福島河川国道事務所、二本松土木事務所 地方運輸局 東北運輸局福島運輸支局 その他協議会が必要と認める者 二本松市区長会、二本松市婦人団体連合会、二本松市PTA連合会、二本松市あだたらクラブ(老人会)、二本松商工会議所、あだたら商工会	19. 協議会メンバーの構成員	関係都道府県 福島県東北地方振興局県民環境部 関係市区町村 二本松市総務部企画財政課 交通事業者・交通通施設管理者等 福島交通(株)二本松営業所、ジェイアールバス東北(株)福島支店、昭和タクシー(株)、丸や交通(有)、協和交通(株)、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、公益社団法人福島県バス協会、一般社団法人福島県タクシー協会、私鉄福島交通労働組合、交通労働福島県支部、二本松警察署、東北地方整備局福島河川国道事務所、二本松土木事務所 地方運輸局 東北運輸局福島運輸支局 その他協議会が必要と認める者 二本松市区長会、二本松市婦人団体連合会、二本松市PTA連合会、二本松市あだたらクラブ(老人会)、二本松商工会議所、あだたら商工会

【本計画に関する担当者・連絡先】
(住 所) 二本松市金色403番地1
(所 属) 二本松市総務部秘書政策課総合政策係
(氏 名) 藤原 和也
(電 話) 0243-55-5090
(E-mail) sougouseisaku@city.nihonmatsu.lg.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】
(住 所) 二本松市金色403番地1
(所 属) 二本松市総務部企画財政課企画調整係
(氏 名) 藤原 和也
(電 話) 0243-55-5090
(E-mail) kikakuchosei@city.nihonmatsu.lg.jp